

育み
潤い
安らぎ
の景観まちづくり

— ちづの豊かな風景を残すために —

江戸時代から「御山奉行」が配置され、山林が形式的に管理されてきました。林業最盛期の頃には、人口も1万人を超え、街中も賑やかで人々の笑顔で活気が満ち溢れていました。

本町は森林に囲まれ、森林によって豊かな環境が形成され、人を育てています。また、森林の持つ癒しの力は、訪れる人に安らぎを与えています。林業の再生を図ることで、これらがより一層強まることはもちろん、生業とすることができれば、町全体に潤いが生まれます。本町は町民の幸せにつながる景観づくりを目指します。

第1章	はじめに	
1	景観計画の背景	2
2	景観とは	3
3	景観形成に対する施策の体系	4
第2章	智頭町の概要と景観の現状	
1	智頭町の概要	5
2	智頭町の景観の現状	7
第3章	良好な景観の形成に関する方針と行為の制限	
1	基本方針	16
2	基本目標	16
3	条例で定める届出行為	17
4	景観形成基準	18
第4章	景観計画の区域	
1	景観計画の区域	20
2	景観重点区域の設定	20
第5章	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
1	景観重要建造物の指定の方針	23
2	景観重要樹木の指定の方針	23
3	景観重要公共施設の指定の方針	23
第6章	屋外広告物の表示等に関する行為の制限	23
第7章	良好な景観づくりの推進	
1	住民、民間事業者、行政による景観づくり	24
2	今後の具体的な取組について	25
3	景観計画の見直し	26

第1章 はじめに

1 景観計画の背景

智頭町は、鳥取県の東南に位置し、南と東は岡山県に接しています。周囲は1,000m級の中国山脈の山々が連なり、その山峡を縫うように流れる川が合流し、千代川となり、日本海に注いでいます。その昔から、長い歳月を経て、鳥取砂丘の砂を育んだ源流のまちです。

まちの総面積の9割以上が山林で、スギをはじめとする見渡すかぎりの緑が一面に広がります。智頭林業の植樹の歴史は、350年以上といわれ、町内には「慶長杉」と呼ばれる樹齢300年以上の人工林が残り、吉野・北山に並ぶ歴史ある林業地として、全国的にも高い評価を受けてきました。

また、どこともなく漂う昔ながらの雰囲気は、奈良時代より以前から畿内と因幡地方を結び、また江戸時代には因幡街道と備前街道が交わる交通の要衝地として鳥取県内で最大の宿場町「智頭宿」として繁栄した名残です。

今、先人たちが築いた林業の歴史を守りつつ、都会にはない豊かな自然を活かした「森林セラピー」、「森のようちえん」といった施策を実施し、森林の新たな活用方法を見出そうとしています。

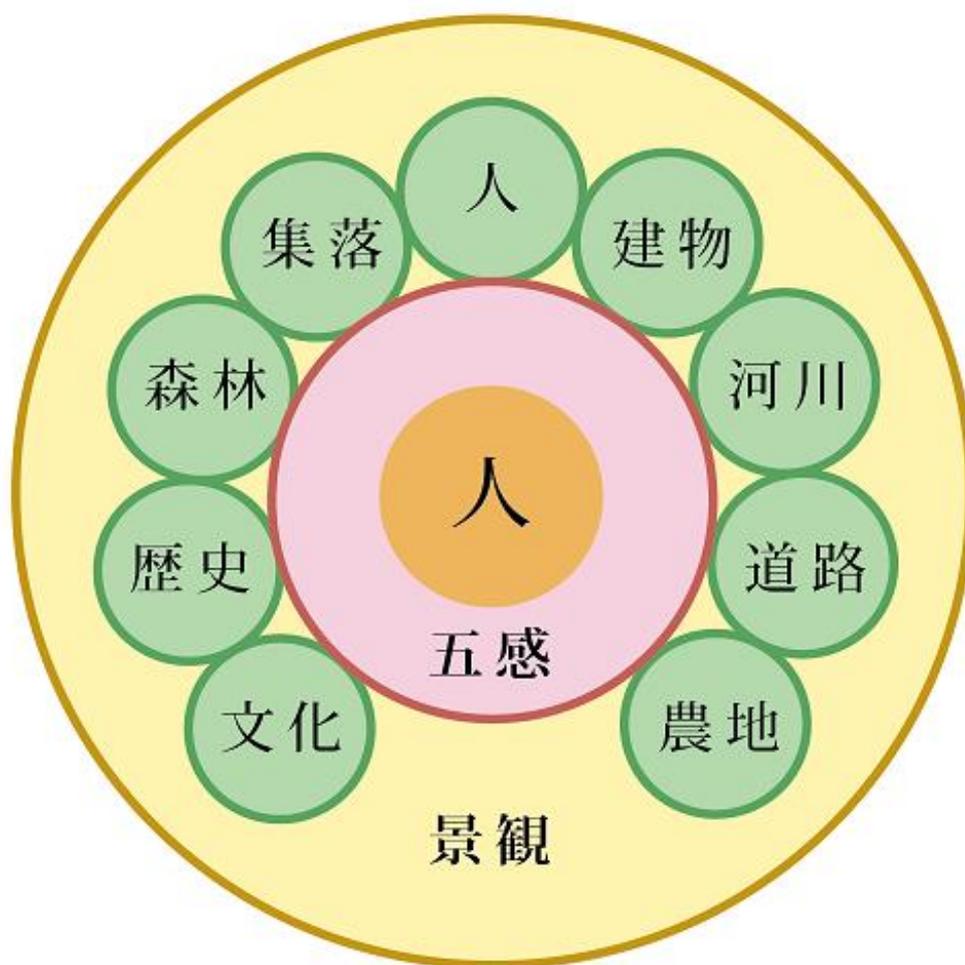
国において、平成16年6月に「景観法」が施行され、各自治体が景観行政団体となることで、良好な景観形成を維持するために独自の景観条例を制定することになりました。さらにその実効性を高める景観計画の策定が必要不可欠となっています。

智頭町景観計画は、豊かな景観を維持、整備、活用してくため景観法をはじめとし、総合計画との整合性を図りながら、景観形成基準の策定等を行い、智頭町らしい景観づくりを進めるために策定しました。

2 景観とは

「景観」とは日々の生活のなかで見える風景や景色の意味で用いられます。さらに「景観」と言う漢字は、目で見えるもの「景」、見る人の感じるもの「観」のことを言います。山や川、建物や道路といった建造物などの目に映る景色と合わせ、人々の生活や生業及び歴史や文化等を含めた幅広い価値観を反映したものです。

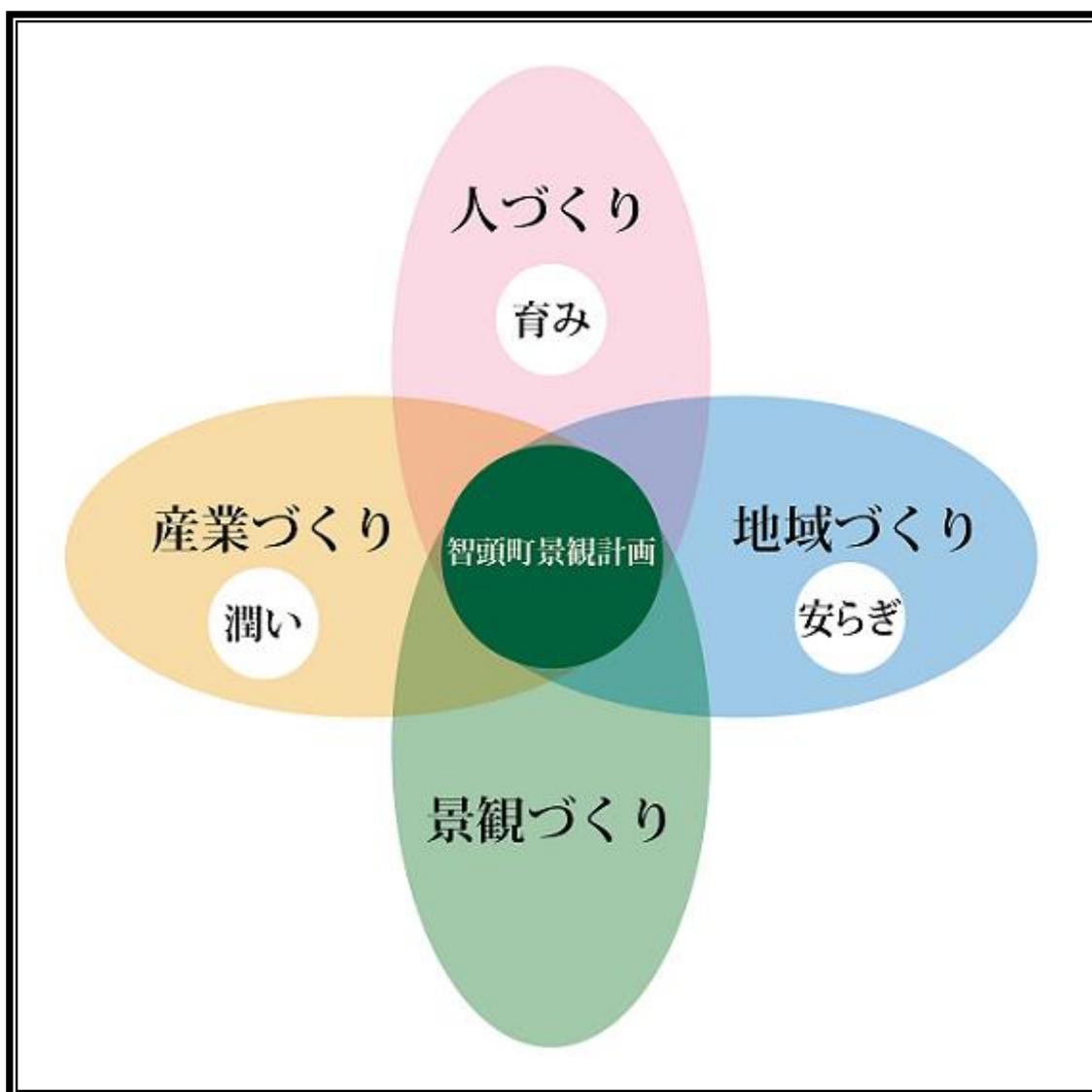
つまり、見る人のこれまでの体験のほか、背後にある積み重ねられた人々の営みを理解し、それを活用することで良好な景観をつくります。これは魅力的なまちづくりの第一歩なのです。



3 景観形成に関する施策の体系

本町における景観の特性は、山林に囲まれているため、まとまりのある広がりをもった平野部がなく、河川沿いに集落が点在していることから、集落ごとに特徴のある景観を有しています。また、それぞれの地区から見た山の眺望も連続的に変化する特徴も有しています。

これらの特徴的な景観と歴史・風土、文化、伝統といった町民の暮らしが一体となることが景観づくりであり、これらを保存、維持していくための学習を行い良好な景観を醸成（育み）し、人が住み、働き、学び、憩いの場（潤い・安らぎ）として適した景観形成を目指します。



第2章 智頭町の概要と景観の現状

1 智頭町の概要

(1) 自然

本町は鳥取県東南部に位置し、東は若桜町、西北は鳥取市、西と南は岡山県に接している県境地域で、古くから京阪神・山陽と山陽を結ぶ鳥取県の表玄関としての要衝地です。

また、日本海側と瀬戸内側との分水嶺をなしています。町域の南から東部にかけては東山・沖ノ山・那岐山など中国山地が分布し、その多くが氷ノ山後山那岐山国定公園区域となっています。また、沖ノ山を水源とする一級河川・千代川に中小河川それぞれの水流が長い年月を経て北流し鳥取砂丘を育んでいます。

(2) 地勢・気候

本町は中国山地を背にした南高北低の地形となっており、町域はほぼ横長の長方形をしています。集落のほとんどは河川沿いに発達した扇状地で形成され、河川の合流部は中心的な集落となっています。

気候については、中国山地の北側にあるため日本海性気候帯（内陸型）に属し、年間平均気温 12.5℃、年間雨量も 2,000mm 以上と比較的多く、冬季には北西の季節風とともに 60 日程度の降雪日数があります。平地部で 60cm 程度、奥地山岳では 3m 程度の積雪を見るため、豪雪地帯、豪雪山村に指定されていますが、近年、積雪は比較的少なくなっています。

(3) 歴史

①智頭のあけぼの

平成14年の事、智頭町保健・医療・福祉総合センター建設に伴う建設緊急現場から、縄文時代の集落としては鳥取県では県内最大級の遺構が出現しました。調査面積は約5千平方メートル、遺構は縄文時代早期の5千年前後の^{おしがたもん}押型文土器が大量に見つかり、円形の竪穴式住居跡9軒や獲物を捕獲する落とし穴、竪穴状の遺構・集石・多様な土器など、当時の生活と活動が知れ、山陰・山陽にわたって広範囲な交流が、この山間地域の独自の古代文化を形成していたことが判明しました。

その後、縄文後期や晩期になると、大陸との交流が頻繁に行われ、千代川を遡上して行けば、新見川・土師川の支流に分かれ、扇状地性の大集落

に落ち着きます。この地形は、弥生時代や古墳時代の繁栄には、大陸から渡来人がもたらした農耕技術が開花するのにもっとも適していたのではないかと考えられます。その東西の背後には「牛臥山」があり、7世紀前後の会下谷古墳・興田古墳・黒本谷古墳、そして篠坂古墳が山裾に等間隔に造られ、盆地を見下ろしています。中でも豊かな舶来品をもたらした黒本古墳(上市場)の武人の富は、馬具や大刀や仏具等を伝えた一族であったと思われる。

②地名のおこり

律令時代中央集権国家が成立するころ、智頭郡は古く「三田郷・土師郷・日部」と呼ばれたが(「和名鈔」)、大同3年に書かれた『日本後紀』には、「智頭郡道俣駅」と初めて「智頭」と表記されます。その由来は、道を表す「ち」と道のあたま・はじめを言う「頭」とを組み合わせて冠したのであろう。駅家は古代の役所が置かれた所で、住民の戸籍を調査し、班田を行い、租税を集め、奉仕や労役を勤めさせ、官道も伝馬も都までは往復させて国家の制度の仕組みを整えていきました。

③植林のおこり

鳥取藩では、慶安元年(1648)3月、初代池田光仲公が19歳にして、岡山藩から初入国した折、幕府から拝領した石高は、およそ因幡国では15万石、伯耆国は17万石で、鳥取藩の地位は全国では12番目の所領でした。その上、農用林野は国境まで広大な面積を有しており、中でも藩有林の「御立山」は、承応年間(1653)からの鳥取藩の確立をもって、「御山奉行」が駒帰宿と慶所に置かれました。一方、民有林では内林や深山が杣木や木挽職人、筏師や大工職人などの余業の場であり、木地師職人にとっては他所稼ぎなど、山の民の生活や生業は山の幸にめぐまれていたため、百姓より里山の人口が増加し、御山奉行が配置したことは、鳥取藩の木材需要に対する重要な場所であったことを伺い知ることができます。このように藩の指導により植林が盛んに行われましたが、規模が小さく、植林・保育の技術が確立したのは明治以降です。明治時代には産業が急速に整備近代化され、戦後の木材需要の激増と景気の上昇等に支えられ、さらなる植林熱が高まって来ましたが、山地荒廃を危惧されたため、本町独自の赤挿し苗(天然杉の下枝から採取した苗)が養成されたことで植林が促進し、智頭杉として現在も知られています。

2 智頭町の景観の現状

(1) 景観特性

本町は山間に流れる川沿いに集落が存在し、山・川という骨格的要素があり、これらの地形上からの得られる眺望は最も日常的な風景であり、本町の景観の基調となるものです。また、本町は古の時代から交流が盛んに行われ、さらに林業を中心に栄えてきました。平成13年3月に智頭町景観形成計画を策定し、景観づくりの基本方針を策定し、景観条例の策定に伴う方向性を位置づけています。この景観形成計画を引き継ぎ、本町の景観特性を活かしていきます。



「幾十年かけて育てし杉の木を 伐りたもうなり嫁ぐわがため」

役場庁舎横に石碑がありますが、この詩から本町の産業と人間模様を詠みとることが出来ます。そして、平成26年に町制100周年を迎え、これから100年先も先人たちから受継いだ地域資源で持続可能な循環型社会を維持していきます。

①智頭地区

智頭地区は町の中心部にある市街地です。その中でも智頭宿は古くは街道の要衝として栄え、参勤交代の往来として歴史的な町並みが今もその面影を残しています。背後には智頭のシンボルである牛臥山がそびえ、正面には籠山の眺めが得られます。

智頭宿が考古学的状況証拠から注目されたのは、6世紀末から7世紀初めの古墳から豊富な副葬品等が出土したことによるものです。この当時から有力な武人が存在し、この方々が後に律令国家を支える官人として成長していったのではないかと推測されています。さらに智頭宿が現在のような形成されたのは、文禄2(1593)年におこった「高麗水」という大洪水により裏山が崩壊し台地をつくりあげた以後、暫時形成されたと思われま

す。参勤交代によって町並みは整備され、藩主が止宿する「御茶屋」が建設されました。当時の智頭宿全図を見ると、往来の真ん中に水路を通し、商家・家屋敷が200mにわたって軒を連ね、さらに備前橋を渡って河原町に職人通りが延びていました。智頭宿は上方と備前から物資が集まり、市が月に6回開催されるなど、他国からも多くの商人が訪れ、たいへん賑わっていました。このように智頭地区では、江戸時代からの趣を残しつつ、大正から昭和初期の懐かしさを感じることができる景観特性を有しています。

②山形地区

山形地区は、町内でも特に林業の盛んな地区であり、特に芦津集落の林業は特筆するものがあります。同集落内に有する沖ノ山天然林は、全国的にも有名で、智頭杉発祥の地でもあります。昭和46年に沖ノ山国有林の一部を学術参考保護林として内部指定され、沖ノ山天然杉は保存されることになりました。沖ノ山杉は日本の杉の主な在来品種として有名であり、智頭地方の杉人工林は伏条苗、赤挿し苗、青挿し苗から成立しています。研究の結果、沖ノ山杉は相当強い雑種性であることがわかりました。

町内でも林業の盛んな山形地区において、昭和17年に建築された旧山形小学校は、桁行81m、梁間10mの長大な木造2階建ての校舎で、簡素ながら西面全長にわたり窓を連続させるなど、水平性を強調したデザインが特徴的な建造物で、文化財として価値が高いことから国の「登録文化財」に指定されました。このように、山形地区では林業の営みから生まれる景観を現在までに有しています。



③那岐地区

標高1255mの那岐山は、中国山地の古い火山の一つです。名前の由来は伊邪那岐命と伊邪那美命という国造りの神がこの峰に降臨した伝説があるように、古くから信仰の山として愛されています。那岐山には町花のドウダンツツジやシャクナゲ、イワウチワなどの群生地もあり、登山家からも人気の山となっています。那岐山においても植林が積極的に行われており、黒尾峠から一望できる広範囲な杉並木は貴重な景観資源です。

また、信仰の山として山岳崇拜の対象であった那岐山の麓に那岐神社があり、歴代神職が地域に教育文化の発展に寄与し、那岐地区住民の拠り所となっています。毎年10月には例祭が執り行われ、背負い花籠が奉納されます。このように那岐地区においても、林業と信仰が折り重なる人の営みを中心にした景観特性を有しています。

④土師地区

土師地区は、千代川支流の土師川中流域にあり、鎌倉末期に智(千)土師郷として史料に登場する地域です。吉備と因幡の交通の要衝にあたることから、南北朝～戦国時代にかけての山城が多く築かれました。なかでも木原集

落と横田集落の境にある唐櫃城は、石垣を有する大規模な山城で、智頭町指定文化財に指定されています。

近世にはいると備前街道が整備され、ほぼ現在の集落景観が形成されています。土師地区は、歴史の重層性を今に伝える景観を有しています。

⑤富沢地区

宇谷山豊乗寺は真言宗の名刹で、智頭の中心部より西方向、富沢地区新見集落の北東に位置し、^{かごやま}籠山の山麓、小高い宇谷の山あいに法統を永く灯し続けてきました。寺伝では、平安時代の初め、弘法大師の実弟「真雅僧正」によって開かれたと伝えられています。戦国時代には僧庵が整備され、境内には本堂をはじめ奥村にも末寺が建立されました。最盛期には僧坊12をかぞえ、修験僧の行場として多くの学僧が集まったと伝えられています。また、国宝「絹本著色普賢菩薩像」や重要文化財「絹本著色楊柳観音像」（東京国立博物館に寄託）など多くの文化財を有する寺として知られています。

現在残る豊乗寺の境内は、江戸中期の様子をよく保存しており、後背の籠山を含めて、密教と山岳信仰を今に伝える景観となっています。

⑥山郷地区

鳥取城下を出発して、用瀬を経て智頭町に入り、志戸坂峠を越えて岡山県西粟倉村を經由して兵庫県姫路市に至る道が智頭往来（因幡街道）です。志戸坂峠は古くは「^{ししじのみさか}鹿殿御坂」と呼ばれ江戸時代には「人見坂」と呼ばれていました。

智頭往来の歴史は古く、平安時代には既に官道として道が通っており、この往来は畿内と因幡地方を結ぶ特に重要な道として、江戸時代には鳥取池田藩の参勤交代の道、上方への主要道として重要な役割を担ってきました。

智頭往来は、時の流れとともに姿を消し廃道となった所もありますが、智頭町内には約21kmにわたる古道が現存しており、そのうち山郷地区に残る志戸坂峠を中心とした約2.5kmが国史跡に指定されています。

山郷地区には、今から300年程前に書かれた旅行記『因府上京海道記』に「此処に絶景あり、秋葉茂りて石の組みよう水流れる形、一つ橋の架りたる態造りたる庭の如し」と紹介されている「魚の棚」や、因幡の名所として、『因幡民談記』や『因幡誌』に「上方街道の南側、川岸の嶮山(けんざん)なり。山勢杉木の並び立つが如く。群峰争い聳(そび)ゆ。飛泉あり。常は水乏しく涸瀧なれど、雨あれば隨いて瀧の数多し。当国名所の一にして古歌にも

山を詠める」と紹介されている「副ヶ瀧」など、江戸時代より景勝地として親しまれてきた景観が現在に残されています。

(2) 景観資源の特性別分類

平成13年3月に策定した「景観形成計画」には、山河の景観を基調としながら、様々なバリエーションが生み出されていることで、智頭八景として整理しています。本景観計画では、これにあわせ、人の営み、文化・風習といった要素を加え、特に本町らしい景観を5つの特性分類とします。

①往来の景—歴史的な景観—

県内最大の宿場町智頭往来として栄え、歴史的な景観を維持し、往時を偲ばせる建築物や、背景となる山並みなどと合わさって本町のシンボリックな景観となっています。

また、数々の至宝を所有している豊乗寺や、諏訪大社の分霊を祀る諏訪神社をはじめとする神社仏閣の歴史を背景にした景観資源を有し、現在までに伝統・風習を守り続け、今尚、町民を魅了する景観を残しています。



智頭往来



備前街道



消防屯所（石谷家住宅前）



米原家住宅



諏訪神社



諏訪酒造



中町公民館



金比羅神社



豊乗寺

②林の景—林業で栄えた景観—

本町の特徴でもある、人工林の山並みは、前述したように、江戸時代から「御山奉行」が配置され、以降植林が盛んに行われた結果生み出されたものです。全国的にも智頭杉が知られ、先人たちから受け継いだ人工林により栄枯盛衰を経験してきました。これらの背景は本町を語るうえで重要な要素となっています。



現場での皮むき



磨き作業



木材市場



製材所での製材作業



慶長杉



石谷家住宅と土間

③水の景—源流からはじまる清らかな景観—

一級河川千代川をはじめ、土師川、新見川沿いに広がりある空間に点在する集落の景観は、源流の豊かな自然を取り込み、どこか懐かしい原風景を残しています。また、豊かな自然から生み出された清らかな水は、古くから生活用水と利用され、現在でも市街地には町民を和ます重要な役割を果たしています。



那岐山



板井原（赤波川）



板井原（いとば）



桜土手と千代川と賑わい



芦津溪谷（三滝）

④里と山の景—静寂ある原風景の景観—

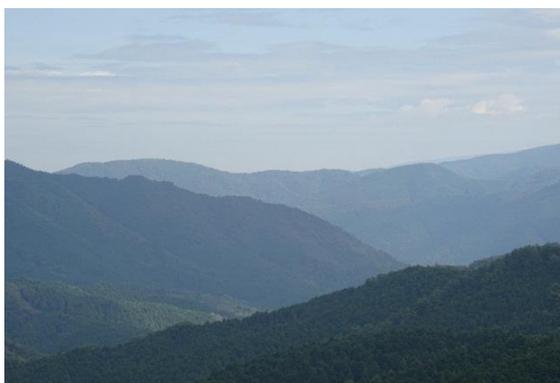
河川流域から少し外れた位置にある集落では、山間の小さな平地にひっそりと佇むように集落が形成されています。趣のあるこれらの集落は、周囲の地形の起伏に溶け込み、静寂さがお美しい集落景観となっています。また、ブナやスギの天然林と自然性の高い植生域が広がる芦津溪谷や、今日まで管理されたスギの美林は本町の原風景となっています。



中田集落（籠山）



早瀬集落（那岐山）



那岐山からの眺望



横田集落（穂見山）



那岐東宇塚の茅葺民家



芦津溪谷

⑤森林が育む景—森林が人を、潤いを育む景観—

森林は昔から人を癒す力があると言われていています。この森林の力を最大限引き出すために、本町では医学的な根拠に基づく癒しの提供を行う「森林セラピー」や感性豊かな子育てを行うための「森のようちえん」を実施しています。森林が人を育む景観は、本町の特徴的な景観となっています。



森のようちえん①



森のようちえん②



森林セラピーロード（芦津）



森林セラピーロード（天木）



シャワークライミング



スノーシュートレッキング

第3章 良好な景観の形成に関する方針と行為の制限

1 基本方針

本町は、古くから林業を中心に町と人を「育み」、豊かな自然環境が生活を「潤い」、ふるさとを守ろうという意識が「安らぎ」を与え、良好な景観を形成しています。古から続く人の営み、歴史の趣を感じることができる町並み、手入れされた人工林等の文化・歴史を後世に継承するため、以下を基本方針として景観づくりを進めます。

「育み」、「潤い」、「安らぎ」のある景観づくり

2 基本目標

基本目標1 「育み」のある景観づくり

本町の主要産業でもある「林業」は、江戸時代から続く産業であり、手入れをされた人工林の景観や、智頭杉をふんだんに使用した住宅など、智頭町らしい有形無形の歴史的及び文化的景観が育まれました。先人達から引き継いだこれらの景観を次世代にまで保全・維持するとともに、景観の意識を醸成する必要があります。

基本目標2 「潤い」を感じる景観づくり

林業最盛期には、町内も賑わい、鉄道などの社会基盤も整備されるなど、心豊かな生活により町民も潤いました。このため、林業への恩恵を忘れてはいけません。

近年、林業従事者の後継者不足なども大きな課題となっていますが、林業での生業を再度復活させ、森林を守ることが上流域にある智頭町民だけでなく、下流域に住む住民の方々までも潤いを感じられる景観づくりを進めていきます。

基本目標3 「安らぎ」を与える景観づくり

本町の歴史と文化を感じることができる景観は、訪れる人々に安心感を与えています。この安心感は、風土や町民の気質も関係します。それぞれの地域が魅力的な景観に気づき、それらを一致団結して保全し、住民が主役の景観づくりを目指します。

3 条例で定める届出行為

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為及び同条7項の規定に基づきこれらの義務を除外されることとなる行為の種類及び規模を整理すると、当該届出又は通知が必要とされる行為は、以下のとおりです。

届出対象行為	行為規模	参考:鳥取県	
建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更	建築物の高さが10m若しくは3階建または建築面積300㎡を超えるもの	建築物の高さが13m又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	
工作物の新設又は移転(右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む)	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	当該工作物の高さが13m(建築物に付設される場合は、当該工作物の高さが5m、かつ、地盤面から上端までの高さが13m)又は建築面積が1,000㎡	
	②広告塔、広告版、装飾塔その他これらに類するもの		
	③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの		
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの		
	⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの		
	⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの		
	⑦観覧車、飛行塔、コースターその他これらに類するもの		
	⑧コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの		
	⑨石油、ガス、穀物、飼料等を貯蔵し又は処理する施設		
	⑩ 汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの		
	⑪電線、側道用架線その他これらに類するもの		当該工作物の高さが20m
	⑫堀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの		高さが2m又は長さが5mを超えるもの。ただし、楊壁その他これらに類するものは高さ5mを越えるもの
⑬自動車庫、物件の保管の用に供する施設その他これらに類するもの	高さが10m又は建築面積が200㎡を超えるもの	当該工作物の高さが13m又は建築面積が1,000㎡	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の規模を超える工作物において、当該行為に係る部分の面積10㎡	''	

4 景観形成基準

良好な景観の形成のために行為の基準を以下のとおりとし、公共工事を行うにあたって、この景観形成基準に十分に配慮した工事を行うこととします。

行為対象	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)														
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の選定にあたり、景観形成上重要な山地、河川、歴史的な遺産、町並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望の妨げにならないよう配慮すること ・行為地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、出来る限り低い位置で高さを抑えること 														
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に出来る限り影響を与えない規模とすること 														
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、出来る限り多くの土地について、速やかに行うこと ・行為の期間中は、敷地周辺の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路から遮へいに努めること 														
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増設、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地が主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、出来る限り当該道路から後退した位置とすること 														
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観と調和するよう配慮すること ・周辺に圧迫感を与えないよう工夫すること 														
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観と調和するよう配慮すること ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること 														
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。但し、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りではない <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法—三属性による表示)による。以下同じ</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。)のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。以下同じ</p> <p>※商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう</p> <p>※送電又は送信のための鉄塔(以下「送電塔等」という。)については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無色彩とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無色彩とすること。但し、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りではない。</p>	有彩色の色相	彩度		商業地域等	その他	0.1R~10R	6以下	4以下	0.1YR~5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下
	有彩色の色相	彩度														
商業地域等		その他														
0.1R~10R	6以下	4以下														
0.1YR~5Y	6以下	6以下														
上記以外の色相	6以下	2以下														
素材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和に配慮した素材を使用すること ・地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること 															
緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積(建築物の建築面積、工作物の築造面積を除く。)の3%以上を緑化すること。但し敷地面積が10㎡以下である場合は、この限りではない。 ・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること 															
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること 															

行為対象	項目	勧告・協議要求基準 (景観法第16条第3項の規定による勧告及び同条第6項の規定による協議要求の基準)							
開発行為、土地の開墾、その他土地の形質の変更(鉱物の掘採及び)	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。但し、やむを得ない場合には、以下のようにすること。 <table border="1"> <tr> <td>①法面は緑化可能な勾配とすること</td> </tr> <tr> <td>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること 	①法面は緑化可能な勾配とすること	②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること					
①法面は緑化可能な勾配とすること									
②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること									
土石類の採取又は鉱物の掘採	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。但し、やむを得ない場合には次のようにすること <table border="1"> <tr> <td>①法面は緑化可能な勾配とすること</td> </tr> <tr> <td>②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること</td> </tr> </table>	①法面は緑化可能な勾配とすること	②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること					
	①法面は緑化可能な勾配とすること								
②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること									
	遮へい 緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 ・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 							
木竹の伐採	方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は伐採しないこと							
	緑化等	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。							
屋外における物品のたい積	方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないように遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・掘、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相
有彩色の色相	彩度								
0.1R~10R	4以下								
0.1YR~5Y	6以下								
上記以外の色相	2以下								
特定照明	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最低限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 							

第4章 景観計画の区域

1 景観計画の区域

智頭町全域を景観区域に定めます。

智頭町では、地域の特性を活かし、保全・修復を行いながら良好な景観の形成を図るために智頭町全域を景観計画区域として定めます。

このことにより、景観計画に定める方針、届出対象行為や行為の制限の対象区域を町内全域とし、町内すべての地域において景観法に基づく施策を活用します。



2 景観重点区域の設定

(1) 景観重点区域

【智頭町大字智頭の一部、大字篠坂、毛谷、郷原、西野、大呂の一部、大字芦津の一部、一級河川千代川水系北股川の一部】(国の重要文化的景観「智頭の林業景観」に選定されている区域)

「智頭の林業景観」は植林による人工林で形成されました。山林の減少が原因とされる大洪水や飢饉などの被害が相次いだため、江戸時代から鳥取藩が多くの山を管理してきました。そして、災害対策と産業振興としてスギの植林が盛んに進められました。智頭の林業にとって最も重要であったのが、積雪地帯であるこの地に生息していた天然スギを利用して明治期において育苗技術が

確立されたことです。この技術確立により、明治期に植林された100年生を超えるスギ人工林が豊富に残っており、その後の大正時代から戦後の造林期に植えられた植林も多く、高齡、若齡人工林と高い山々には天然スギと広葉樹林が混じりあった森林景観を形成しています。また、林業を生業として暮らしてきた芦津集落は茅葺民家や土蔵などが多く現存し、集落を取り囲む森林は、林業集落ならではの景観や森林資源で財を得た石谷家住宅を中心とした宿場町も当時から現在に至る往來の面影を残す歴史的景観を形成しています。さらに木材の運搬手段とした千代川、森林鉄道、旧街道も往時の生業の姿を垣間見られる景観です。このように林業という中心的産業を通じて、森林・山村集落・宿場町・流通往來景観など多様性に富んだ景観が形成され、中山間地における造林の典型的な林業景観があります。

(2) 景観重点区域の条件

智頭町には豊かな自然景観、歴史・文化的景観など良好な景観を有する地区が存在しますが、より良好な景観形成を推進するにあたり、これらの地区の特性を活かし、さらなる魅力を高める必要があります。

良好な景観形成や文化的景観の保全・維持を図るには景観形成上重要な地区として重点計画区域に指定します。

重点景観区域においては、その集落や地区で生活する住民の合意形成による独自の景観形成の目標や方針、基準等を設定する必要があります。このことにより集落や地区の景観資源などを活かした景観形成に取り組むことが可能となります。

景観計画重点区域を選定する場合は、智頭町の景観特性が現れ、まちづくりを行ううえでも重要な区域を選定することとし、以下の項目のいずれかに該当する区域とします。

◆シンボル

本町の景観特性である5つの景のいずれかに該当し且つ、本町の景観を代表するシンボルとなる貴重な自然や建造物を有すること。

◆文化的景観

文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされており、これに準じた本町の生活文化や歴史を伝える景観を有すること。

◆住民主体

そこに住む住民自らが、誇りを持つ生活環境、景観形成について考え、能動的な取組があること。

(3) 景観計画重点区域の候補

平成26年度から町内の主要な3箇所の景観区域についてワークショップを開催し、景観という新たな視点で意見徴集を行いました。町全体を林業景観区域とし、それぞれ特徴のある景観区域を候補とします。

【智頭宿・^{かわらまち}河原町の景観】

智頭宿は県内最大の宿場町として栄え、その中心に威容を誇る「石谷家住宅」をはじめとした和風住宅や大正、昭和初期の洋館風の建物が立ち並び、当時を偲ぶことができます。

河原町は商業地域として多くの住民で賑わっていました。近年人口減少に伴い賑わいも衰退傾向にあります。山や空、自然を背景にし、軒がまっすぐに揃った統一感のある心地よい町並みとなっています。

【板井原集落の景観】

板井原集落は、智頭町中心地から北東約3kmの山間部に位置し、昭和30年代の農山村としての集落環境が強く残っています。大部分の建物が50年以上経過しており、伝統的な手法で建築された建物も多く存在しています。

【豊乗寺周辺の景観】

国宝の仏画を有するなど、多くの歴史を刻み、時の流れを感じることができる空間です。木々に囲まれた閉塞的な部分と、周辺道路からの穂見山や牛臥山の眺望が可能となる部分を併せ持っています。

【志戸坂峠（智頭往来）の景観】

奈良時代以前から機内と因幡地方を結ぶ主要な道路であり、参勤交代の大名行列が行き来する約40kmの道路は智頭往来と呼ばれ、自然豊かな景観を維持し、江戸時代の名残を偲ぶ遺跡なども数多く残っています。特に峠の道路は、精緻な石垣と水路が周囲の自然に溶け込み、より一層歴史を感じることができます。

【那岐山麓の林業景観】

黒尾峠からは、那岐地区での林業の営みを感じることができる景観があります。これは、昭和の時代から那岐森林組合が施業調整組合として積極的な伐採により林道密度が高くなったことにより手入れがし易くなったことで素晴らしい林業景観が生まれました。

【石田集落から穂見・天木方面を望む景観】

国道 53 号線から穂見・天木方面の遠望する景観は、なだらかな山並みから急峻な山並みに点在する家屋を望む景観は、住民の生活と林業との関わりを深く感じることでできるものであり、時間を忘れて見惚れてしまう景観です。

第 5 章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1 景観重要建造物の指定の方針

自然、歴史、文化等からみて、良好な景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から望むことができるものは景観重要建造物に指定し、積極的にその保全及び活用に努めます。景観重要建造物を指定する場合は以下のいずれかの項目に該当するものとします。

- その地域の歴史、文化を感じることができるもの
- 伝承等につまわる建造物で、地域住民に親しまれているもの
- 地域の良好な景観形成の規範となるもの

2 景観重要樹木の指定の方針

自然、歴史、文化等からみて、良好な景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から望むことができるものは景観重要樹木に指定し、積極的にその保全及び活用に努めます。景観重要樹木を指定する場合は以下のいずれかの項目に該当するものとします。

- 多くの町民に親しまれている樹木
- 地域に古くからある樹木
- 樹形に特徴があり、地域のシンボルとなっている樹木

3 景観重要公共施設の指定の方針

本町の景観まちづくりを進めるうえで、町内の主要な幹線道路、町内を流れる

河川やその護岸、河川敷などの公共施設が果たす役割は大きく、施設の整備や管理においては、景観やまちづくりに配慮が求められています。景観重要高橋施設を指定する場合は以下のいずれかの項目に該当するものとします。

- 多くの町民に親しまれている河川水辺
- 周囲の集落や民家と一体となって趣のある風景をなす水辺
- 因幡往来など歴史的資源の近くにあつて良好な景観をなす河川水辺
- まちづくりにおいてシンボルとなる河川水辺や街路
- 多くの人の目に触れ、美観形成上で特にデザインに配慮が必要な道路施設

第6章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限

屋外広告物は、企業宣伝や日常生活の利便性向上に効果があります。しかしながら景観の阻害要因となり得ることもあります。このことから景観区域内における屋外広告物の適正な表示、設置を規制誘導することは、良好な景観を形成するために重要なことです。自然の風致や街の美観を損なうことや、公衆に危害を防止するために定められた「鳥取県屋外広告物条例」の適切な運用と、第3章の良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後も周辺の景観に配慮した屋外広告物の誘導を図っていきます。

第7章 良好な景観づくりの推進

1 住民、民間事業者、行政による景観づくり

本町の歴史や文化景観は、先人たちの築いた営みが住民に対し安らぎや潤いを与え、現在までに愛着を育んできました。これらをさらに深く理解し、共通の財産であることを認識し、より良い姿で継承していかなければいけません。このため、住民、行政及び民間企業が一体となり、良好な景観形成を推進していきます。

①住民の役割

建造物や工作物は、日常の生活で必要なものであり、景観を構成する重要な役割を果たしています。これらのつくり方、使い方は、まちづくりにおいて大きな影響を及ぼします。このため、住民自らが景観形成の主体であること認識し、周辺の景観、環境へ配慮することが重要であり、役割として以下のことを意識することで良好な景観形成が維持・保全されます。

- ・住民は景観形成の主体である
- ・地域における景観形成活動（ルール作り等）に関わる
- ・地域の歴史・文化に関心を持つ

②民間事業者の役割

事業計画を行う際に、景観計画の内容を十分に理解し、地域の実情に合わせて事業デザインと計画立案を行う必要があります。事業活動が社会的責任を伴うということを理解し、民間事業者として以下のことを意識することが良好な景観形成をつくり、地域振興に寄与することとなります。

- ・事業活動を行うにあたり、景観形成のために必要な措置を講ずる
- ・地域における景観形成活動に積極的に関わる
- ・景観形成施策に積極的に協力する

③行政の役割

景観計画区域（町全域）の良好な景観形成を図るために人材の育成から総合的な施策を行います。

- ・住民、民間事業者へ景観形成の必要性について啓発する
- ・景観形成に伴う活動を積極的に行う人材育成
- ・良好な景観に寄与する公共施設の整備
- ・行政職員の景観形成に対する意識の向上

2 今後の具体的な取組について

景観計画に定める景観形成の目標及び景観形成の方針を具現化するために以下の事項について啓発していきます。

①景観審議会の設置

本町の良好な景観形成を推進するため、智頭町景観審議会を設置します。委員には住民をはじめとし、学識経験者、行政機関及び民間企業で構成します。

②景観重点区域の指定

特に良好な景観の形成に取り組む区域として「景観計画重点区域」を指定することが可能ですが、より多くの景観計画重点区域を指定するため、地域の景観まちづくりに関して町民の意見交換を重ねる場を設け、地域主体の活動の活性化を図ります。

③重要文化的景観への取組

文化財保護法では、文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められています。

智頭町における林業に関わる人工林や手入れ技術の継承は、本町における景観形成の核となるものであり、地域資源として最も価値のあるものです。このことから林業に起因する景観区域を「文化的景観区域」として設定し、保存調査や活用計画を策定します。

その中でも特に顕著である区域について、文化財保護法第134条に規定する国の重要文化的景観の選定申出を行うことでさらなる価値を高め、住民の誇りとします。また選定された区域については、魅力ある文化的景観として未来へ継承するために保存・活用の取組を積極的に図ります。

④景観協定の推進

景観協定とは、景観計画区域の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者などの合意により、対象となる土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定できる制度です。

土地所有者など地域の合意によって設けられる協定なので、景観を構成する建築物、工作物、樹林地、草地、緑化、屋外広告物、農用地などといった、多様な要素について定めることが可能となります。

⑤自主的な景観形成団体等への支援

良好な景観は、町民にとっても愛着を感じるとともに、我が町の誇りとなります。それぞれの地域がまちづくりをすすめるためにも、共通の景観形成のビジョンを明確にし、共有する必要があります。

地域の景観保全のために、地区振興協議会等のまちづくりを主体的に行う団体に対し、情報提供を行うなどの支援を行います。

3 景観計画の見直し

良好な景観を形成していくためには、持続的に取り組むことだけでなく、本計画の見直しを行う必要があります。そのためには景観計画の効果を明確にし、進捗等を常に把握し、住民、民間事業者、行政が連携を図りながら情報共有を図ることが必要です。

このため、景観計画の全体的な見直しは概ね5年ごとに行うこととし、今後個別の案件が発生した場合には随時対応するものとします。